

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する要領

この要領は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）及び博物館登録等の手続に関する規則（昭和 27 年新潟県教育委員会規則第 2 号。以下「県規則」という。）の規定に基づき、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定の手続き等について、必要な事項を定める。

第 1 博物館の登録について

1 登録申請書の添付書類

登録申請書（県規則別記第 1 号様式）には、館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの）の写しのほか、法第 12 条第 2 項第 2 号の規定による書類として次の書類を提出するものとする。

(1) 博物館の設置者に係る書類

ア 地方公共団体又は地方独立行政法人の場合

(ア) 地方公共団体の場合は、当該博物館の設置条例

(イ) 地方独立行政法人の場合は、当該法人の登記事項証明書

イ ア以外の法人の場合（国及び独立行政法人を除く）

(ア) 法人の登記事項証明書

(イ) 博物館の運営を安定的かつ永続的に実施するための経済的基礎を有していることを証明する収支計画書等

(ウ) 会社更生法による更生手続き又は民事再生法による再生手続きを受けていないことを宣誓する書類

(エ) 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

(オ) 法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員に該当せず、及び暴力団及び暴力団員との関係がないこと等を宣誓する書類

ウ ア、イともに、博物館の設置者が、法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者でないことを示す書類

(2) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る書類

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類及びその公表方法を示す書類

イ 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類

ウ 所蔵する博物館資料の目録

エ 展示、調査研究、学習機会の提供及び教育活動に関する申請年度の事業計画又は実績を示す書類

オ 申請年度の収支計画又は実績を示す書類

(3) 学芸員その他の職員の配置に係る書類

- ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- イ 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- ウ その他の職員の名簿及び職務分担内容を示す書類
- エ 組織図、業務分掌及び職員名簿
- オ 職員に対する研修の実施計画又は実績を示す書類

(4) 施設及び設備に係る書類

- ア 博物館の建物及び土地の図面及び設備を示す書類
- イ 博物館の建物及び土地の保有形態（自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を証する書類
- ウ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- エ 利用者の安全及び利便性の確保のための配慮の観点から対応している事項を示す書類
- オ 多様な利用者に対する安全及び円滑に利用するための配慮の観点から対応している事項を示す書類
- カ 施設の概要及びパンフレット等

(5) 開館日数に係る書類

1年を通じて150日以上開館していることを示す書類

2 登録の審査方法について

法第13条第1項の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の現地調査を行うものとする。

また、法第13条第3項の規定により、登録を行うときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

3 定期報告について

法第16条の規定による定期報告については、次のとおり行うものとする。

- (1) 定期報告は、毎年1回、6月末までに報告することとするが、事業年度などの事情によりこれにより難しい時は、協議の上で決定する。
- (2) 定期報告書は、第1号様式によるものとする。
- (3) 定期報告書には、博物館の運営の状況に関する資料として、前年度の収支決算書又は当該年度の収支報告書及び前年度の事業実績を確認できる書類（年報等）を添付する。

第2 博物館に相当する施設の指定について

1 指定申請書の添付書類

指定申請書（第2号様式）には、当該施設の運営に係る規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもののほか、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「規則」という。）第23条第2項第2号の規定による書類として、第1の1(2)から(5)に掲げる書類を提出するものとする。

なお、第1において、「博物館資料」とあるのは「資料」と、「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替え、「開館日数」については「100日」とするものとする。

2 指定の審査方法について

規則第24条第1項の規定による指定の審査に当たっては、必要に応じて当該施設の実地調査を行うものとする。

この要領は、令和6年10月3日から施行する。

(第1号様式)

定期報告書

年 月 日

新潟県教育委員会 様

報告者 (設置者)

住 所

名 称

代 表

電 話

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名 (登録番号 号)

2 対象期間 年度 (年 月 日から 年 月 日まで)

3 報告事項

(1) 登録原簿記載事項 (設置者の名称及び住所並びに博物館の名称及び所在地) の変更	有 ・ 無
(2) 博物館の体制 (館則、基本的運営方針等) の変更	有 ・ 無
(3) 館長や学芸員その他の職員の配置の変更	有 ・ 無
(4) 博物館の施設及び設備の変更	有 ・ 無
(5) 年間の開館日数	日
(2) (3) (4)に変更がある場合は、その詳細を記入 (変更内容を示す資料の添付可)	
活動実績 (年報等 (活動実績がわかるもの) の添付可)	

(備考) 3 (1)の変更があり、「博物館登録申請書記載事項変更届」(県規則第3号様式)を未提出の場合は速やかに提出すること。

(第2号様式)

指 定 申 請 書

年 月 日

新潟県教育委員会 様

設置者

博物館法施行規則第23条の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう別添関係書類を添えて申請します。

記

設置者の名称及び住所	
施設の名称	
施設の所在地	